

2015.4.1

公的研究費使用者 各位

静岡産業大学

学長 三枝幸文

公的研究費の不正使用防止の推進について（通知）

本学の公的研究費等の使用に関しては、「公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」及び「科学研究費補助金事務取扱規程」に従うほか、「会計規程」及び「個人研究費規程」に準拠するようお願いします。

また、不正使用防止の推進のため、下記項目について特に留意するよう通知します。

なお、不正があった場合は、調査のうえ「教育職員就業規則」に従って厳正な処分を行うことを併せて通知します。

記

- ・設備備品等の調達に係る事務手続き（関連帳票の作成、収受等を含む。）を徹底すること。
- ・予算執行が特定の時期に偏らないよう配慮すること。
- ・伝票等の書類は迅速に処理すること。
- ・アルバイト等を雇用する場合は、諸規程に則り適正な事務手続きを行うこと。
（出勤簿は必ず作成し、大学事務局総務課管理とする。）
- ・出張時は、証拠書類（大会通知、領収書等）を必ず提出すること。